

# 償還免除確認チェックシート

次のチェック項目4つを確認して、免除申請の対象となるか判断してください。

チェック1

借受人(あなた)は、令和3年度または令和4年度の  
住民税(均等割・所得割いずれも)が非課税ですか？  
(非課税証明書、または課税証明書で確認)

はい

いいえ



チェック2

借受人(あなた)は、「世帯主」ですか？

はい

いいえ



チェック3

現在の世帯主は、借入れた時と同じ方(世帯)ですか？

いいえ

はい

チェック4

世帯主は、借受人(あなた)と同じ年度の住民税(均等割・所得割いずれも)が非課税ですか？

はい

いいえ



免除申請の対象です

<必要書類>

- ・免除申請書
- ・住民票(全員分)※1
- ・住民税非課税証明書  
(または課税証明書)



免除申請の対象です

<必要書類>

- ・免除申請書
- ・住民票(全員分)※1
- ・借受人と世帯主の同年度の住民税非課税証明書  
(または課税証明書)



免除申請の対象ではありません  
(申請不要)  
(令和5年1月から償還開始)

(※1 世帯主の氏名・続柄の記載も必要となります)

# 償還免除要件及び手続き

住民税非課税世帯の場合は、貸付金の全部または一部の償還免除が可能です。免除には審査がありますので、償還免除を希望する方は、償還免除申請書に必要事項を記入のうえ、返信用封筒に同封して郵送ください。不承認となった場合は、償還対象者となりますので、償還開始までに「償還開始のお知らせ」を送付いたします。

また、現在、生活保護を受給されている場合(要件②)や障害者手帳の交付を受けている場合(要件③)等は、本会福祉資金課までお問い合わせください。

## 申請期限: 令和4年9月30日まで(消印有効)

申請書受領後、本会で審査を行いますが、決定に1か月程度お時間をいただく場合があります。決定通知の発送は、9月以降に順次通知します。

免除要件: 免除対象になるかどうかは、表面の免除確認チェックシートでご確認ください

償還免除要件	申請に必要な書類	償還免除対象金額
<b>【要件①】</b> 借受人および世帯主の <b>令和3年度または令和4年度の住民税が「均等割・所得割いずれも」非課税</b> と証明されている方	<input type="checkbox"/> 償還免除申請書(様式1-1)  <input type="checkbox"/> 今の世帯全員が記載されており、かつ免除申請時点から3ヶ月以内に発行された住民票(世帯主の氏名・続柄の記載があるもの)  <input type="checkbox"/> 借受人(および世帯主)の同年度の非課税証明書(または課税証明書)	<b>【要件①】</b>  全額 償還免除の対象  ※すでに償還した金額は、免除の対象外
<b>【要件②】</b> 特例貸付を借入れ後、生活保護を受給している方	<input type="checkbox"/> これらの要件に該当する方は、直接、お問い合わせください。  <div style="border: 2px solid blue; padding: 5px; text-align: center;"> <b>社会福祉法人                              熊本県社会福祉協議会                              福祉資金課</b>                               電話 096-324-5475                              受付時間 9:00~12:00                              13:00~17:00                              (平日のみ)                         </div>	<b>【要件②】～【要件⑦】</b>  全額 償還免除の対象  ※すでに償還した金額は、免除の対象外  ※【要件⑦】再生計画により償還した金額は、免除の対象外
<b>【要件③】</b> 精神保健福祉手帳(1級)または身体障害者手帳(1級または2級)の交付を受けている方		
<b>【要件④】</b> 借受人が死亡している場合		
<b>【要件⑤】</b> 借受人が失踪宣告されている場合		
<b>【要件⑥】</b> 自己破産の手続きが完了し、免責が確定している方		
<b>【要件⑦】</b> 個人再生の手続きを行い、免責が確定している方		